

税制改正による影響の試算を算出するに当たって考え方

1. 影響割合の試算を行うための年金収入別の対象者数等を算出する

以下に行う試算については下記のとおり、一定の条件の下に行うものとする。

○前提条件

- ・公表されている統計資料より機械的に計算することとする。
- ・高齢者の収入については公的年金受給額に着目して計算を行うこととし、年金以外の他の所得は加味しない。
- ・均等割非課税限度額は合計所得金額35万円（被扶養者なし）とする。
- ・寡夫控除、障害者控除を行うことによる非課税扱いは加味しない。

①65歳以上の人口（標本数）…（資料1）※1を参照

「平成15年国民生活基礎調査第69表」より65歳以上の公的年金額階級別世帯人員数を男女別に算出。

②65歳以上の人口を全国ベースに置換え…（資料1）※2を参照

①で求めた公的年金階級別人口は標本数のため、置換え率を掛け合わせ総数に置き換える。

※「平成15年国民生活基礎調査第21表」より、65歳以上の世帯人員数（男女別）を①で求めた総数（男女別）で割り、置換え率を算出する。

男：10,541,000人 ÷ 1,975人（標本数）≒ 5,337（男置換え率）

女：14,098,000人 ÷ 2,693人（標本数）≒ 5,235（女置換え率）

③障害年金受給者を除く…（資料1）※3参照

障害年金は非課税年金のため、総年金受給者に対する障害年金受給者の割合により、障害者を除く。

※「国立社会保障・人口問題研究所 社会保障統計年報（平成16年度）第49表」より、公的年金受給者に占める障害年金受給者の割合を求める。

障害者年金割合 1,773,981人 ÷ 41,946,678人 ≒ 0.04

④新たな公的年金収入階級に組み分ける…（資料1）※4参照

⑤における「平成16年度市町村税課税状況等の調」資料中の公的年金収入階級に合わせる。

⑤納税義務を有しない者を求める…（資料1）※5参照

「平成16年度市町村税課税状況等の調」より、公的年金階級別に納税義務を有しない者を求める。

※「65歳以上の年金受給者（男女計）」から納税義務者数を差し引くことにより「納税義務を有しない者（男女計）」が算出されるが、（資料1）中※4の年金階級別の男女比を掛け合わせるにより「納税義務を有しない者（男女計）」をそれぞれ男女別に按分する。

（例）140万円以下の男の場合

(12,621,612人－890,592人)

×3,540,352人／(3,540,352人＋9,081,259人)

≒3,290,542人

⑥新たな公的年金収入階級に按分する…（資料1）※6参照

平成17年度税制改正（老年者の非課税措置特例の廃止）が行われることにより、均等割非課税限度額は被扶養者を有するか否かで変化するため、（資料1）中※5の階級分布を下記の公的年金収入階級に従い按分する。

（ただし、各階級中には受給者は均一に分布していると仮定して求めることとする。）

※155万円未満	… 単身者の場合、均等割が非課税となる金額は合計所得金額35万円であることから設定。
155～158万円未満	… 被扶養者になれる金額は合計所得金額が38万円以下とされていることから設定。
158～212万円未満	… 被扶養者が1人いる（配偶者がいる）場合、非課税となる合計所得金額が92万円となることから設定。
212～245万円未満	… 平成16年度税制改正を加味した場合の非課税となる年金収入が245万円であることから設定。
245～266万円未満	… 税制改正がない場合の非課税となる年金収入が266万円であることから設定。
266万円以上	… 税制改正前においても課税となる金額。

⑦世帯構造別に按分する…（資料1）※7、※8参照

⑥で求めた「現在納税義務を有しない65歳以上の者」は人数ベースのため、（資料1）中※7のとおり、分布割合に換算する。

次に、「平成15年国民生活基礎調査第33表」より65歳以上の者の世帯構造を次のとおり3形態に分ける。

○単独世帯, ○夫婦のみ世帯, ○子と同居

※3形態合わせた場合を100%とすると、それぞれの割合は、

- ・単独世帯 … 3, 411 (千人) → 14%
- ・夫婦のみ世帯 … 8, 439 (千人) → 36%
- ・子と同居 … 11, 790 (千人) → 50%

(資料1) 中※7の分布割合を、上記の世帯構造3形態のそれぞれの割合で按分する。

⇒ (資料1) 中※8のとおり、各世帯構造別の男女別年金収入階級分布が算出される。以後、この分布を基に影響割合を試算することとする。

2. 各世帯構造別に影響割合を求める

次に、各世帯構造別の影響割合を求めることとするが、以下に行う試算については下記のとおり、一定の条件の下に行うものとする。

○前提条件

- ・年金以外の所得の状況によっては、第1段階の老齢福祉年金受給者や新第2段階の者であっても、新たに課税となる場合があるが、その影響は些細なため加味しない。
- ・夫婦の世帯についての年金収入は、常に夫の年金収入は妻よりも多いと仮定する。
- ・夫婦の場合、夫が妻を被扶養者とする。
- ・課税層に属する者の情報は合計所得金額ベースのため、年金課税の見直しの影響を見込むことは困難であることから、基準所得金額前後の移動(新第5段階→新第6段階)は加味しない。

① 単独世帯

単独世帯は非課税の場合、必ず新第2、3段階(現行第2段階)となることから、税制改正の影響があるのは新第2、3段階である。

※(資料1) 中※8の単身者の場合より

男性：全員について被扶養者なしと仮定すると、155~266万円に属する者が新たに課税となる。

→ $0.3 + 0.7 + 0.9 + 0.1 = 2.0\%$ が課税者となる。

女性：上記の男性の場合と収入条件は変わらないが、寡婦に該当する者とそうでない者に分ける必要がある。寡婦に該当する者の割合については、次のとおり国勢調査より求めることとする。

- ・寡婦率 …「平成12年国勢調査」より、女性の独身者のうち死別者の割合を求める。

5,897,661人(女性死別)

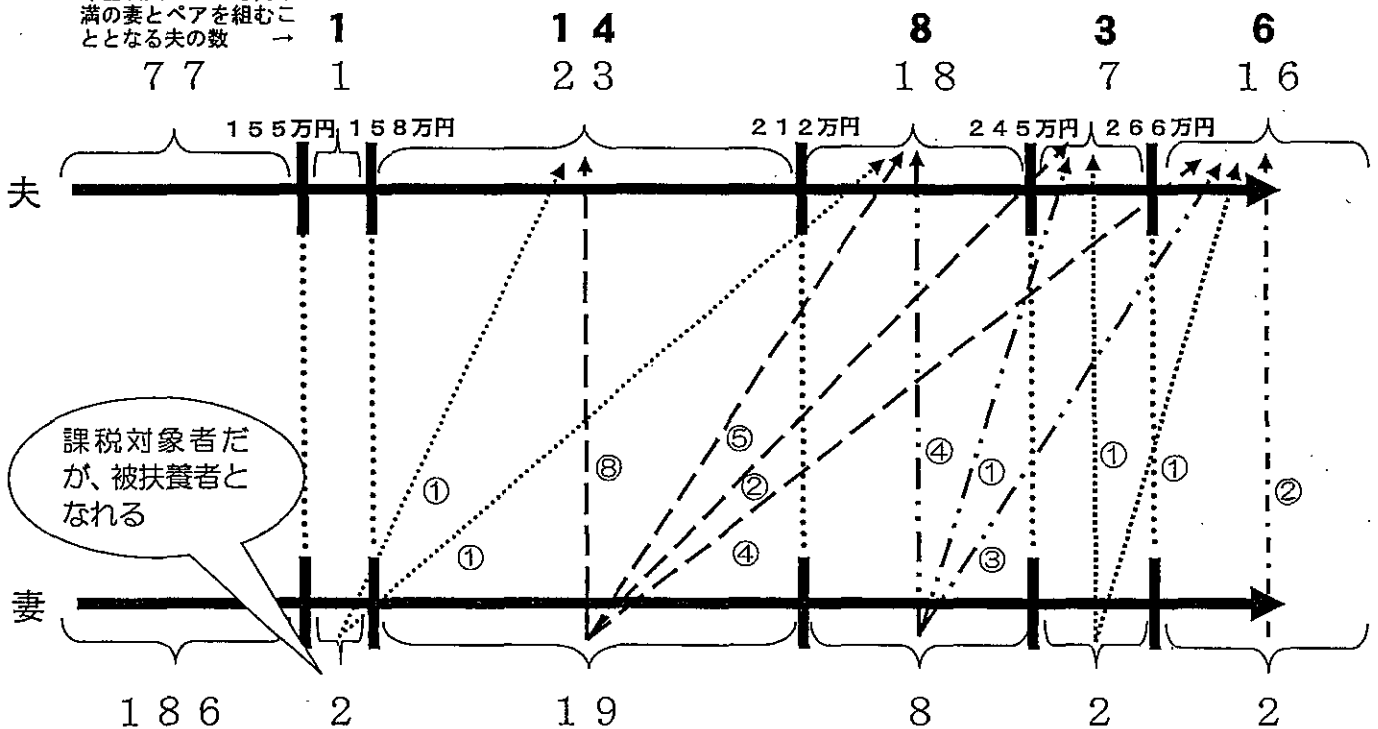
÷ (12,783,036人(女性総数) - 5,818,377人(女性有配偶者))

≒ 84.7%

- ・245~266万円は寡婦でも課税 … 0.1%
 - ・155~245万円は寡婦該当者は非課税となることから、
(0.1+0.7+0.3) × 寡婦非該当者率(100-84.7%) ≒ 0.2%
- 合計 0.1% + 0.2% = 0.3% が課税者となる。

② 夫婦の世帯

年金収入155万円未満の妻とペアを組むこととなる夫の数 →



※ 上図中の数値は、(資料1)中※8の夫婦の場合より、各年金収入階級別の割合の値を10倍したもの(整数として取扱うため)であり、実際の影響パーセンテージを求める場合は10分の1とする。

妻の高収入者から夫とのペアを組んでいく。その際、夫の人数比率により妻の振り分けを行う。(妻の振り分け後はその人数分だけ夫の人数を減じ、その減らした値を次の夫の人数比率とし妻の振り分けを続ける。)

上図のとおり振り分けを行い、男性側の残った者は、女性の155万円未満の者と最後にペアを組む。

ア. 本人が新たに課税となる場合

- ・女性：上図より、年金収入155万円から266万円の妻は、今回新たに課税となる（被扶養者はとらない）ことから、

$$2 + 19 + 8 + 2 = 31 \quad \dots \quad \text{よって} 3.1\% \text{が課税者。}$$

- ・男性：上図より、212～266万円の夫は被扶養者の有無に関わらず新たに課税となるため、

$$212 \sim 266 \text{ 万円の夫} \quad \dots \quad 7 + 18 = 25$$

また、158～212万円の夫は、158万円以上の妻とのペアの場合、課税となる（妻の年金収入が158万円超の場合、被扶養者にできない）ことから、

$$158 \sim 212 \text{ 万円の夫で} 158 \text{ 万円以上の妻とペア} \quad \dots \quad 8$$

$$\text{合計} \quad 25 + 8 = 33 \quad \dots \quad \text{よって} 3.3\% \text{が課税者}$$

イ. 課税世帯となることで段階が上昇する非課税者の場合

155万円以上の妻とペアを組んだ後の夫の残りの人数は、「年金収入155万円未満の妻とペアを組むこととなる夫の数」のとおり。これらの者は158万円未満の妻を被扶養者とするが、212～266万円の夫は被扶養者の有無に関わらず、今回新たに課税となるので、その被扶養者となる妻は世帯非課税者→本人非課税者となり保険料段階が上昇する。

$$\cdot 212 \sim 266 \text{ 万円の夫の残り人数} \quad 3 + 8 = 11$$

…よって1.1%の妻が本人非課税となる。

また、155～158万円の妻を被扶養者とした夫（1）の場合、この夫は非課税のままだが、逆に妻は今回新たに課税となる者であることから、この夫は世帯非課税者→本人非課税者となる。

…よって0.1%の夫が本人非課税となる。

以上をまとめると、

ア. 本人が新たに課税となる場合

$$\text{夫} (3.3\%) + \text{妻} (3.1\%) = \underline{6.4\%} \quad \dots \text{が課税者となる。}$$

イ. 課税世帯となることで段階が上昇する非課税者の場合

$$\text{夫} (0.1\%) + \text{妻} (1.1\%) = \underline{1.2\%} \quad \dots \text{が本人非課税となる。}$$

※ 課税世帯となることで段階が上昇する非課税者については、現行第2段階（新第2、3段階）に均一に属しているものと仮定し、各段階の影響を受ける者の割合は半々とする。

$$\cdot \text{新第2段階} \rightarrow \text{新第4段階となる者} \quad \dots \quad \underline{0.6\%}$$

$$\cdot \text{新第3段階} \rightarrow \text{新第4段階となる者} \quad \dots \quad \underline{0.6\%}$$

③ 子と同居の世帯

○前提条件

・子は全て課税されていると仮定すると、当該世帯は課税世帯であり、被保険者本人が非課税ならば第4段階、課税者ならば第5段階となる。

国民生活基礎調査より、子と同居する者の配偶者の有無の人数は次のとおり。

男性		女性	
配偶者あり	配偶者なし	配偶者あり	配偶者なし
3,945	671	3,012	4,161

この割合を（資料1）※8「子と同居（50%）の場合」に当てはめた場合、年金収入階級別の割合は次に示すとおり。

	男性		女性	
	配偶者あり	配偶者なし	配偶者あり	配偶者なし
155～158万円	0.17%	0.03%	0.09%	0.11%
158～212万円	2.63%	0.47%	1.12%	1.48%
212～245万円	2.4%		0.47%	0.63%
245～266万円	1.0%		0.3%	

- ・男性：男性の場合、配偶者の有無に関わらず212～266万円の年金収入がある者は、新たに課税となる。また、配偶者なしの場合は155～212万円の年金収入がある者は、新たに課税となる。

$$(1.0+2.4) + (0.47+0.03) \div \underline{3.9\%}$$

…が課税者となる。

- ・女性：女性の場合、配偶者の有無に関わらず245～266万円の年金収入がある者及び配偶者ありの155～245万円の者は、被扶養者がいないので新たに課税となる。

$$0.3 + (0.47 + 1.12 + 0.09) = 1.98\%$$

また、配偶者なしの155～245万円の者の場合、寡婦控除を行った場合は非課税となる。

$$(0.63+1.48+0.11) \times \text{寡婦率} (100-84.7) = 0.34\%$$

$$\text{合計 } 1.98 + 0.34 \div \underline{2.3\%} \quad \dots \text{が課税者となる。}$$

以上の結果を下記にまとめる。

【単独世帯】

新第3段階 → 新第5段階となる者の割合 … $2.0\% + 0.3\% = 2.3\%$

【夫婦世帯】

新第3段階 → 新第5段階となる者の割合 … $3.3\% + 3.1\% = 6.4\%$

新第2、3段階 → 新第4段階となる者の割合 … $0.1\% + 1.1\% = 1.2\%$

（ 新第2段階 → 新第4段階 … 0.6%
新第3段階 → 新第4段階 … 0.6% ）

【子と同居世帯】

新第4段階 → 新第5段階となる者の割合 … $3.9\% + 2.3\% = 6.2\%$

計 16.1%

(資料1) 65歳以上の年金収入階級別受給者数及びその世帯構造別の割合について

単位:人

	65歳以上人口 (国民生活基礎調査) ※1				左のうち障害者年金を除く (障害者年金割合4%) ※3		
	人/標本数 ※1		左を全国ベースに置換え ※2				
	男	女	男	女	男	女	男女計
65歳以上の者	1,975	2,693	10,541,000	14,098,000			
うち年金受給者	1,822	2,282	9,724,014	11,946,270	9,335,053	11,468,419	20,803,473
100万円未満	467	1,428	2,492,379	7,475,580	2,392,684	7,176,557	9,569,241
100~120	114	208	608,418	1,088,880	584,081	1,045,325	1,629,406
120~140	110	171	587,070	895,185	563,587	859,378	1,422,965
140~160	98	110	523,026	575,850	502,105	552,816	1,054,921
160~180	73	77	389,601	403,095	374,017	386,971	760,988
180~200	84	77	448,308	403,095	430,376	386,971	817,347
200~250	284	130	1,515,708	680,550	1,455,080	653,328	2,108,408
250~300	247	45	1,318,239	235,675	1,265,509	226,152	1,491,661
300万円以上	345	36	1,841,265	188,460	1,767,614	180,922	1,948,536
うち年金受給なし	153	411	816,561	2,151,585			

単位:人

公的年金等の収入 金額	65歳以上年金受給者推計値 (上記障害年金受給分差し引き後で再集計) ※4			65歳以上公的年金等収入金額別納 税義務者数	現在納税義務を有しない65歳以上の者 ※5		
	男	女	男女計		男	女	男女計
140万円以下	3,540,352	9,081,259	12,621,612	890,592	3,290,542	8,440,478	11,731,020
140~160	502,105	552,816	1,054,921	83,412	462,404	509,105	971,509
160~200	804,393	773,942	1,578,335	170,486	717,505	690,344	1,407,849
200~250	1,455,080	653,328	2,108,408	277,372	1,263,656	567,379	1,831,036
250~300	1,265,509	226,152	1,491,661	662,500	703,452	125,710	829,161
300万円超	1,767,614	180,922	1,948,536	1,663,898	258,209	26,429	284,638
計	9,335,053	11,468,419	20,803,473	3,748,260	6,695,768	10,359,444	17,055,213

※8

単位:人

公的年金等の収入 金額	現在納税義務を有しない65歳以上の者 (年金階級別に新たに投分したもの) ※6			現在納税義務を有しない65歳以上の者 (左記投分したもの割合) ※7			現在納税義務を有しない65歳以上の者 (単身者(14%)の場合)			現在納税義務を有しない65歳以上の者 (夫婦(36%)の場合)			現在納税義務を有しない65歳以上の者 (子と同居(50%)の場合)		
	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計
155万円未満	3,637,345	8,822,306	12,459,651	21.3%	61.7%	73.1%	3.0%	7.2%	10.2%	7.7%	18.6%	26.3%	10.7%	25.9%	36.5%
155~158万円	69,381	76,366	145,726	0.4%	0.4%	0.9%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%
158~212万円	1,067,023	877,426	1,944,448	6.3%	5.1%	11.4%	0.9%	0.7%	1.6%	2.3%	1.9%	4.1%	3.1%	2.6%	5.7%
212~245万円	834,013	374,470	1,208,484	4.9%	2.2%	7.1%	0.7%	0.3%	1.0%	1.8%	0.8%	2.6%	2.4%	1.1%	3.5%
245~266万円	351,470	96,965	448,435	2.1%	0.6%	2.6%	0.3%	0.1%	0.4%	0.7%	0.2%	0.9%	1.0%	0.3%	1.3%
266万円以上	736,558	111,911	848,468	4.3%	0.7%	5.0%	0.6%	0.1%	0.7%	1.6%	0.2%	1.8%	2.2%	0.3%	2.5%
計	6,695,768	10,359,444	17,055,213	38.3%	60.7%	100.0%	5.5%	8.5%	14.0%	14.1%	21.9%	36.0%	19.6%	30.4%	50.0%